

ウェルビーイング経営推進プロジェクト運営業務

仕様書

1 業務の目的

本業務は、県内企業におけるウェルビーイング経営の理解促進と導入支援を目的に、関係者による協議・検討を通じて、福井県の実情に即した「福井県版ウェルビーイング経営コンセプト(仮称)」(以下「福井コンセプト」という。)や評価枠組み、推進の考え方を整理するものである。人手不足が深刻化する中、従業員の働きやすさと働きがいの向上を通じて、企業の持続的成長や人材定着、生産性向上、企業魅力の向上を目指す。

また、福井コンセプトは、ISO25554 のガイドラインを参考にしつつ、県内企業がわかりやすく、実践しやすいことを重視する。これまでの事業で見られた「一部企業への偏り」「概念のわかりにくさ」「企業の理解度や意欲に応じた支援不足」といった課題を踏まえ、県内企業にとってわかりやすく活用しやすい成果物の作成を目指す。

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 業務の内容

本業務は、ウェルビーイング経営の推進および福井コンセプトの策定に向けた事業全体のうち、令和8年度に実施する業務を対象とするものである。受託者は、県と連携しながら次の業務を実施すること。

なお、本事業は、令和8年度下期から令和9年度上期までの約1年間にわたり実施することを構想しており、本業務はその前半部分に当たる。令和9年度上期に実施を予定する後半部分については、令和9年度予算の成立を前提として実施を検討するものであり、今回の委託契約により、その実施または受託者による実施を約束するものではない。

このため、受託者は、本業務の実施に当たり、事業全体の方向性を踏まえ、令和9年度上期に予定する取組への円滑な引継ぎおよび発展を見据えた企画・運営を行うこと。

また、実施に当たっては、官民共創組織「ふくウェル」※とも連携すること。

※「ふくウェル」(幸福実感共創ラボ)は、福井県が設置する官民共創組織であり、企業・団体、大学、市町、県が連携し、ウェルビーイング(幸福実感)の向上に向けた研究支援、実践プロジェクト支援、参加団体間のマッチング等を通じて、県民一人ひとりの幸福実感の向上を推進するプラットフォームである。

事業全体のイメージおよび本プロポーザルの対象範囲については、別添「事業全体構想」を参照すること。

(1)協議会・検討会の企画・運営

ウェルビーイング経営推進に関する方向性の検討および福井コンセプトの策定に向け、協議会および検討会を企画・運営すること。

協議会・検討会 概要

時期	令和8年11月～令和9年2月
回数	上記時期において、協議会2回、検討会2回の計4回を目安に実施
場所	福井駅周辺 ※県と協議の上決定
参加者	有識者および「ふくウェル」参加団体・企業等から県と協議の上決定

協議会はウェルビーイング経営推進および福井コンセプト策定に係る方針・方向性を協議する場、検討会はその具体的事項を検討する場として想定している。なお、事業目的の達成に向けて、より効果的な会議体の構成や運営方法について提案がある場合は、この限りではない。

なお、実施に当たっては、次の業務を行うこと。

- ア 協議会および検討会の開催計画の作成
- イ 会議資料、進行案および説明資料の作成
- ウ 出席者との連絡調整
- エ 会場手配およびオンライン会議環境の整備
- オ 会議当日の運営およびファシリテーション支援
- カ 議事録および議事概要の作成
- キ 会議における論点整理および意見集約
- ク その他会議運営に必要な業務

なお、会場使用料（付属設備等の料金を含む）は、委託料に含めるものとする。さらに、本業務を確実に実施するために必要な人員は、受託者において適切に配置し、これらに要する人件費および旅費（人員に係る謝金・賃金・交通費等の経費、司会への謝金・旅費等を含む）は、委託料に含めるものとする。

(2)有識者の会議への招聘および調整

ウェルビーイング経営やその他関連分野(人的資本経営・健康経営等)に関する専門的知見を有する有識者等から助言を得られる体制を構築すること。有識者は、協議会・検討会への現地出席、資料確認その他の方法により専門的助言を行うものとする。

特に、ウェルビーイング経営推進に関する方向性の検討および福井コンセプトの策定にあたっては、次に掲げる分野に関する知見または実績を有する者との連携体制を構築できることが望ましい。

- ① 組織におけるウェルビーイング推進や ISO25554 等の国際的フレームワークに関する知見
- ② 地域社会や地方企業の実情を踏まえたウェルビーイング施策の企画・研究に関する実績
- ③ 企業経営または組織開発の分野におけるウェルビーイング経営の導入・定着支援に関する実践的知見

なお、専門的助言を得る体制については、3 名程度の有識者等により構成することを想定しているが、上記の知見または実績を十分に有する体制であれば、必ずしもその人数に限定するものではない。

受託者は、有識者から得られた助言および提言について整理・要約を行い、協議会および検討会における議論に活用できるよう共有するものとする。

なお、実施に当たっては、次の業務を行うこと。

- ア 有識者との連絡調整および日程調整
- イ 有識者への事前説明および資料共有
- ウ 協議会および検討会への出席調整
- エ 会議後の意見整理およびフォローアップ
- オ 有識者からの助言・提言の取りまとめおよび検討会等への共有
- カ 必要に応じた有識者への個別相談、照会および追加意見の聴取
- キ 謝金および旅費等の支払手続
- ク その他有識者対応に必要な業務

なお、有識者等の謝金および旅費は、委託料に含めるものとし、必要な回数および人数を見込んで積算すること。

(3)ワークショップの企画・運営

県内企業の経営者等を対象に、ウェルビーイング経営に対する理解促進および機運醸成を図るとともに、企業が直面する課題、取組上の障壁および必要な支援策等に関する意見を収集するためのワークショップを企画・運営すること。

受託者はワークショップにおいて収集した意見等を分析・整理し、県内企業の実情やニーズを把握するとともに、福井コンセプトの検討に活用できる形で取りまとめること。

ワークショップ 概要

時期	令和8年11月～令和9年2月 ※ワークショップで得られた意見を福井コンセプトの検討に反映するため、可能な限り早期に実施することが望ましい。
回数	上記時期において、1回以上
場所	福井駅周辺 ※県と協議の上決定
参加者	県内企業の経営者等

なお、実施に当たっては、次の業務を行うこと。

- ア ワークショップの企画立案
- イ 講師等の招聘および調整業務
- ウ 参加者募集および広報支援
- エ 会場手配およびオンライン会議環境の整備
- オ 会場運営および当日の進行管理
- カ 参加者同士の意見交換および対話を促進するためのファシリテーション
- キ アンケートその他の手法による参加者意見の収集
- ク アンケート結果および参加者意見の分析・整理
- ケ 参加者意見、企業課題および必要な支援策等の取りまとめ
- コ 実施報告書の作成
- サ その他ワークショップの実施に必要な業務

受託者は、次に掲げる要件を満たす講師を配置すること。

- ① ウェルビーイング経営をテーマとした企業向けワークショップ、セミナー等の企画運営またはファシリテーションの実績を有すること。
- ② ウェルビーイング経営に関する専門的知見を有し、福井コンセプトの検討に資する観点

から参加者の意見の収集、整理および集約を適切に実施できること。

なお、講師等の謝金および旅費、会場使用料（付属設備等の料金を含む）は、委託料に含めるものとする。さらに、本業務を確実に実施するために必要な人員は、受託者において適切に配置し、これらに要する人件費および旅費（人員に係る謝金・賃金・交通費等の経費、司会への謝金・旅費等を含む）は、委託料に含めるものとする。

(4)成果物の作成

協議会、検討会、ワークショップ等を通じて得られた意見やデータを整理・分析し、福井コンセプト等の成果物を作成し、業務完了日までに提出すること。成果物は電子データ（Word、Excel、PowerPoint および PDF 形式等）により提出すること。

なお、成果物には次に掲げる内容を含むものとする。

- ア 福井県版ウェルビーイング経営コンセプト（案）
- イ 県内企業におけるウェルビーイング経営の現状および課題の整理
- ウ ワークショップのアンケート等の分析結果
- エ IS025554 を参考とした県内企業向けのウェルビーイング経営の評価の視点および評価枠組みの整理
- オ 企業支援施策および普及啓発施策に関する提案
- カ 概要版資料および説明資料
- キ 業務実施報告書

4 実施上の留意点（業務上の注意事項）

- (1) 本業務を進めるに当たっては、委託者と十分に協議した上で、業務を進めること。また、業務の進捗状況を適宜報告し、必要な指示を受けることとする。
- (2) 本業務の全般を監督する責任者を設けること。責任者は、県および有識者等と随時情報共有・協議しながら業務を進めること。
- (3) 受託者は、本業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、本業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託する業務内容等を明らかにした上で、あらかじめ県の承認を得ること。この場合、受託者は再委託先に対し、本業務に係る一切の義務を遵守させるとともに、再委託先の行為およびその結果について一切の責任を負うものとする。また、個人情報その他業務上知り得た情報について適切な安全管理措置を講じさせるものとする。
- (4) 受託者は、本業務に付随する支払業務を遅滞なく行うこと。また、それらに係る費用は委託料に含むものとする。
- (5) 本業務に関する事故やトラブルが発生した場合は、受託者の責任において処理するとともに、速やかに県に報告すること。
- (6) 県は、委託業務の仕様を変更する必要がある場合は、受託者と協議のうえ、合理的な範囲内でこれを変更することができる。
- (7) 受託者は、本業務の実施により知り得た秘密および個人情報その他の情報を、委託者の承諾なく第三者に漏らしてはならない。委託期間終了後も同様とする。

5 著作権等

受託者は、本業務に係る成果物の全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条および第28条の権利を含む。）を県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権に基づく権利行使をしないものとする。本業務において作成または取得した報告書、写真、動画、録音データ、アンケート結果、議事録その他一切の成果物についても前項を適用する。

受託者は、成果物が第三者の著作権その他の権利を侵害しないことを保証するものとし、権利侵害等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任と費用負担により解決するものとする。

また、受託者は成果物に係る全てについて、県の承諾を得ずに第三者へ公表、貸与または使用させてはならない。

6 情報管理等

(1) 書類および電子データの適正な管理・保管

受託者は、本業務に係る書類および電子データについて、県からの求めに応じて速やかに提出または確認できる状態で保管するとともに、毀損、紛失、漏えいおよび処理漏れ等が生じないように適正に管理すること。

(2) 情報セキュリティ対策等

ア 守秘義務および資料転用の禁止

受託者は、本業務を実施するうえで知り得た情報に対する守秘義務を遵守するとともに、本業務の実施に当たり取得した書類および電子データならびに県が提供する一切の資料および電子データを本業務以外の目的で使用してはならない。本業務の契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

イ 個人情報の保護

受託者は、個人情報の適切な管理を行い、契約書に定める「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

ウ メール誤送信の防止

電子メールの誤送信による個人情報の漏えいを防ぐための対策を講じ、業務開始前に書面により防止策を県に報告すること。

エ 事故等が発生した場合の取扱い

受託者は、本業務の遂行上、何らかの事故や不適切な事務処理により、情報保全ができなかったまたは保全できていない可能性が生じた場合、直ちに県に報告し、県の指示に従い対応すること。

なお、この場合において受託者の責めに帰すべき事由により生じた費用（個人情報の漏えい等に係る損害賠償金を含む。）は、受託者が負担するとともに、受託者は、事実を明らかにした報告書を遅滞なく県に提出すること。

7 その他

- (1) 本仕様書は企画提案のためのものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、ならびに定めのない事項については、県と受託者が協議のうえ定める。